

小平市介護予防・生活支援サービス【訪問型】利用料表

基本利用料①	旧国基準型	介護報酬【単位数】		基本利用料①	市独自基準型	介護報酬【単位数】	
		前	後			前	後
週1回程度利用で月に4回までの利用の時の日額		267	268	週1回程度利用で月に4回までの利用の時の日額		248	249
週1回程度利用で月に4回以上利用した時の上限額		1,172	1,176	週1回程度利用で月に4回以上利用した時の上限額		1089	1,093
週2回程度利用で月に5～8回までの利用の時の日額		271	272	週2回程度利用で月に5～8回までの利用の時の日額		252	252
週2回程度利用で月に8回以上利用したの時の上限額		2,342	2,349	週2回程度利用で月に8回以上利用したの時の上限額		2,178	2,184
週2回を超え月に9～12回までの利用の時の日額		286	287	週2回を超え月に9～12回までの利用の時の日額		286	266
週2回を超え月に12回以上利用したの時の上限額		3,454	3,727	週2回を超え月に12回以上利用したの時の上限額		3,715	3,466
各種加算	項目			介護報酬【単位数】			
	②	初回加算		月		200	
	③	介護職員処遇改善加算(Ⅰ)		1ヵ月の総利用単位数に0.137が上乘せされます。			
	④	介護職員特定処遇改善加算(Ⅱ)		1ヵ月の総利用単位数に0.042が上乘せされます。			
利用料金計算方法	<p>■ 1か月当たりの自己負担金額</p> <p>1. (① × 回数) + ② = A (四捨五入) 2. A × ③ = B (四捨五入) 3. A × ④ = C (四捨五入)</p> <p>4. (A+B+C) × 11.05 (地域加算) = D (端数切り捨て) 5. D × 介護保険負担割合 = 自己負担金額 (端数切捨て)</p> <p>■ 介護保険給付の「支給限度額」を超えた場合は、越えた額全額が自己負担となります。</p>						
	<p>■ 通常の訪問区域の小平市、東村山市、東久留米市、小金井市、国分寺市を越えた居宅に公共交通機関を利用し、又は緊急時等止むを得ない事由でタクシー等を利用し訪問した場合は、実費をご負担頂きます。</p> <p>キャンセル料</p> <p>■ キャンセル又は日程変更の連絡は、前日の午後5時30分までにお電話ください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 午後5時30分以降～当日キャンセルは1,000円 ・ 連絡がなかったために訪問し、不在だった場合は、1,300円のキャンセル料をそれぞれ請求させていただきます。(体調不良などの為連絡が出来なかった場合及び緊急時を除く) 						
その他の保険外費用	<p>■ 請求書の郵送 毎月13日頃</p> <p>■ お支払い：ご指定の金融機関自動引き落とし【毎月23日】とさせていただきます。ご利用契約時、口座指定等の手続きをお願いします。</p> <p>■ 領収書の郵送：翌々月の13日頃、前月分の請求書に同封しお届けします。領収書は再発行できませんので大切に保管ください。</p> <p>■ 医療費控除：領収書に「医療費控除対象」と表記してある金額を他の医療費や介護保険サービスの負担金と合わせて控除申告することができます。</p>						
ご請求とお支払い	<p>■ 請求書の郵送 毎月13日頃</p> <p>■ お支払い：ご指定の金融機関自動引き落とし【毎月23日】とさせていただきます。ご利用契約時、口座指定等の手続きをお願いします。</p> <p>■ 領収書の郵送：翌々月の13日頃、前月分の請求書に同封しお届けします。領収書は再発行できませんので大切に保管ください。</p> <p>■ 医療費控除：領収書に「医療費控除対象」と表記してある金額を他の医療費や介護保険サービスの負担金と合わせて控除申告することができます。</p>						